

II

財務・非財務それぞれの留意事項は？

# コロナ禍の影響を踏まえた 開示の留意点

EY新日本有限責任監査法人  
公認会計士 松下 洋

●減損損失に関する注記や特別損失の科目、注記の要否についても検討が必要である。

【この章のエッセンス】

●2020年12月期決算では、改正開示府令のすべてが適用される。

これにより充実が図られた開示のなかには、新型コロナウイルス感染症の影響と関連するものが含まれているため、非財務情報の開示を検討するにあたって留意する必要がある。

●新型コロナウイルス感染症の影響に関して、どのような仮定を置いて会計上の見積りを行ったかについて、財務諸表の利用者が理解できるような情報を具体的に開示する必要があると考えられ、2020年12月期決算においても、追加情報としての開示の要否の検討が求められる。

## はじめに

政府による緊急事態宣言が解除されて以降、経済活動は徐々に再開されているものの、新型コロナウイルス感染症の影響は、海外における再度のロックダウンや国内でも感染の第3波を懸念する報道等がなされるなど、本稿執筆時点でも、国内外の企業の経営環境に引き続き大きな影響を及ぼしている。その影響は、企業や業種によって大きく異なるが、2020年12月期決算の開示においても引き続き重要なポイントとなる

ものと考えられる。

本稿では、新型コロナウイルス感染症の影響に関する12月決算の開示のポイントについて、解説する。

なお、文中の意見に関する部分は筆者の私見である旨、あらかじめお断り申し上げる。

## 非財務情報の開示

(1) 2020年12月期有価証券報告書で全面適用となる改正開示府令のポイント

2018年6月に公表された金融審議会「ディスクロージャーワーキング・グループ」報告(以下、「DWG報告」という)における「財務情報及び記述情報の充実」、「建設的な

対話の促進に向けた情報の提供」、「情報の信頼性・適時性の確保に向けた取組」に関する提言を踏まえ、2019年1月31日に「企業内容等の開示に関する内閣府令の一部を改正する内閣府令(以下、「改正開示府令」という)が公布・施行され、「企業内容等の開示に関する内閣府令(以下、「開示府令」という)が改正された。これにより、有価証券報告書等の記載内容の見直しが行われているが、2020年12月期有価証券報告書(以下、「有報」という)では、改正開示府令のすべてが適用されることとなる。

これらの見直しにより充実が図られた開示のなかには、新型コロナウイルス感染症の影響に関連するものが含まれており、新型コロナウイルス感染症の影響に関する非財務情報の開示を検討するにあたって留意する必要がある。

① 2020年12月期有報から適用になる改正後の開示府令の概要

2020年12月期有報から適用になる改正後の開示府令のうち、財務情報および記述情報の充実に関する概要を要約すると図表1のとおりであるが、財務情報および記述情報の